

令和2年第1回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年1月27日							
開会場所	鴻巣市フラワーセンター会議室							
開 会	令和2年1月27日 午後3時53分							
閉 会	令和2年1月27日 午後4時25分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	欠席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
	13	川邊 晃	出席		新井 清作	出席		
議事録署名人		薊 勇・川邊 晃						
議事参与		堀越 延年・森光 亮介						
書 記		朝見 亜結美						

会議事件名

- 議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請

顛末

開会 午後3時53分

【会長代理】 これより、令和2年第1回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正はありません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号12番 薊 勇 委員・番号13番 川邊 晃 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 6件 47筆

番号1・2につきましては、交換による所有権移転のため一括して説明いたします。

番号1 (受人) (渡人)

番号2 (受人) (渡人)

受人は、それぞれ〇〇地区を中心に農業経営を行っています。申請地を交換し、作業効率を向上するための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は〇〇〇〇さんが420日、〇〇〇〇さんが650日であり、両者とも農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は〇〇〇〇さんが126.76アール、〇〇〇〇さんが146.87アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは〇〇〇〇さんが約100メートル、〇〇〇〇さんが約200メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に

	<p>利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号1・2について調査してまいりました。今回の申請地において、番号1については、水稻を作付けし、番号2については、花き栽培を行うため、それぞれが所有する農地を交換する計画とのことです。両者とも耕作する農地に耕作放棄地はなく、申請地を交換することにより、耕作の利便性は向上し、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【塚越秀夫 推進委員】	<p>番号1・2について調査してまいりました。受人はそれぞれ〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を交換することにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号3～6については、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。県営ほ場整備事業である鴻巣・行田地区の土地改良事業の区域内の農地です。現在、受入を含めた各耕作者への農地集積を目的とする換地計画に基づく工事を実施中ですが、工事完了後は、換地後の農地において水稻を作付する計画となっています。</p>

	<p>続いて1案件ごとに説明いたします。</p> <p>番号3 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇〇で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模拡大及び農地集積をするための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は724.86アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号3について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号3について調査してまいりました。受人は〇〇〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします
【事務局】	<p>番号4 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で稲作及び花き栽培等を中心とした農業経営を行っています。経営規模拡大及び農地集積をするための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1250日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は371.70アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号4について調査してまいりました。受人は、稲作及び花き栽培等を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井清作 推進委員】	番号4について調査してまいりました。受人は〇〇地区における認定農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします
【事務局】	<p>番号5 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇〇で稲作及び花き栽培を中心とした農業経営を行っています。経営規模拡大及び農地集積をするための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1190日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は187.25アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号5について調査してまいりました。受人は、稲作及び花き栽培を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に、〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井清作 推進委員】	番号5について調査してまいりました。受人は〇〇〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします
【事務局】	<p>番号6 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇〇で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模拡大及び農地集積をするための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は460日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は720.24アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇〇〇メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号6について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号6について調査してまいりました。受人は〇〇〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。									
【一同】	(全員挙手)									
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="331 817 790 958"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>1件</td> <td>3筆</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>1件</td> <td>2筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>4件</td> <td>4筆</td> </tr> </table> <p>番号1 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市内の実家に両親・兄弟とともに家族6人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人である妻の父の所有地である本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>	所有権の移転	1件	3筆	賃借権の設定	1件	2筆	使用貸借権の設定	4件	4筆
所有権の移転	1件	3筆								
賃借権の設定	1件	2筆								
使用貸借権の設定	4件	4筆								
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。									
【 薊 勇 農業委員】	番号1について調査してまいりました。申請地は〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。									
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。									

【岩崎新一 推進委員】	番号1について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には素堀りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号2について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号2 (受人) (渡人) 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父の所有地である本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【島田眞佐 雄農業委員】	番号2について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野義男 推進委員】	番号2について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨

	<p>水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号3 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅敷地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅3棟を建築するため申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅及び道路後退用地を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井清作 推進委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地には建売住宅3棟を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した</p>

	<p>後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号4 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、今回 ○○○○○の宅地及び建物の取得を計画したところ、現在、宅地への進入路が1.8mしかないことが判明しました。そのため、乗用車での出入りに不便なことや緊急車両等の出入りが出来ないなど安全面にも支障をきたすため、本申請地を道路敷地として申請するものです。なお、道路敷地として転用した後、申請地を鴻巣市に寄付採納する計画です。このことについて、道路課との事前協議は済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を○○地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。道路敷地として利用するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に○○区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>

【新井憲一 推進委員】	番号4について調査してまいりました。申請地は、道路敷地として利用するということですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号5 (受人) (渡人) 受人は、現在市内で建設業を営んでいます。今まで資材置場として借りていた土地を返却することになったため、新たに土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。また、〇〇〇〇〇については、この地番だけが公道側に突出しており、通行の妨げとなるため、道路用地として転用し、その後鴻巣市に寄付採納する計画です。このことについて、道路課との事前協議は済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻貞夫 農業委員】	番号5について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場及び道路用地を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。

【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井浩一 推進委員】	番号5について調査してまいりました。申請地は、資材置場及び道路用地を設置するということですが、申請地に隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号6 (受人) (渡人) 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父の所有地である〇〇〇〇〇の宅地と合わせて本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	番号6について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。															
【中根新一 推進委員】	番号6について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを施工します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。															
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。															
【一同】	(質問なし)															
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。															
【一同】	(全員挙手)															
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第2号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。															
	<p>令和元年12月11日～令和2年1月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">3件</td> <td style="padding-right: 20px;">7筆</td> <td>1,206㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">所有権の移転</td> <td style="padding-right: 20px;">8件</td> <td style="padding-right: 20px;">15筆</td> <td>4,101㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">使用貸借権の設定</td> <td style="padding-right: 20px;">1件</td> <td style="padding-right: 20px;">2筆</td> <td>87.04㎡</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">合計届出件数</td> <td style="padding-right: 20px;">12件</td> <td style="padding-right: 20px;">24筆</td> <td>5,394.04㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>	3件	7筆	1,206㎡	所有権の移転	8件	15筆	4,101㎡	使用貸借権の設定	1件	2筆	87.04㎡	合計届出件数	12件	24筆	5,394.04㎡
3件	7筆	1,206㎡														
所有権の移転	8件	15筆	4,101㎡													
使用貸借権の設定	1件	2筆	87.04㎡													
合計届出件数	12件	24筆	5,394.04㎡													

【一同】	(特になし)
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の斡旋について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和2年第1回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年2月25日(火)午後2時00分より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時25分</p>